障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害福祉サービス課

介護職員等による喀痰吸引等の実施について

平成24年4月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、一定の研修を受けた 介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定 の条件の下で「たんの吸引等」の行為が実施できるようになっております。

先般大阪府において、介護保険法に基づく介護付き有料老人ホームの介護職員らが、 経管栄養等の医療行為を研修未受講で行い、元施設長や介護職員ら 22 人が医師法違反 などの疑いで書類送検された事件が起こっております。

千葉市内各事業所におきましては、喀痰吸引等の医療行為を行う際の条件などについて、改めてご確認いただき、法令を順守した事業の運営をお願いいたします。

(1) 介護職員等が行うことができる喀痰吸引等の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

(2) 介護職員等が喀痰吸引等を行うための条件

下記の条件を全て満たす必要があります。

① 喀痰吸引等研修の受講 【実際に喀痰吸引を行う介護職員等の研修】 都道府県が登録した研修機関にて一定の研修 (第一~三号研修の受講) を終了し、 都道府県知事より認定証が発行された者。

② 喀痰吸引等を行うための事業者としての登録

都道府県知事に登録申請を行い、喀痰吸引等を実施する登録を受けた事業所 ※事業所の登録については、事業所ごと及び提供するサービスごとに登録を受ける 必要があります。なお、介護保険及び障害福祉サービスの両方で喀痰吸引等を行 う場合、介護保険、障害福祉それぞれの登録が必要になります。

千葉県ホームページ http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/index.html

☆Check 1 ☆

~ 介護福祉士の喀痰吸引等の医療行為について ~

平成28年度の介護福祉士国家試験(平成29年1月実施予定)から、介護福祉士養成施設や実務者研修において医療的ケアを履修し、国家試験に合格することにより、介護福祉士として喀痰吸引等の行為が実施できることになります。

- ①介護福祉士養成施設で医療的ケアを履修し、義務付けられた国家試験に合格
- ②義務付けられた実務者研修で、医療的ケアを履修し、国家試験に合格

なお、養成課程等において実地研修を終了していない場合、喀痰吸引等の行為を行うためには、実地研修が必要になります。

(3) 喀痰吸引等支援体制加算及び医療連携体制加算(Ⅳ) の算定について

①喀痰吸引等支援体制加算(単位数:100単位/日)

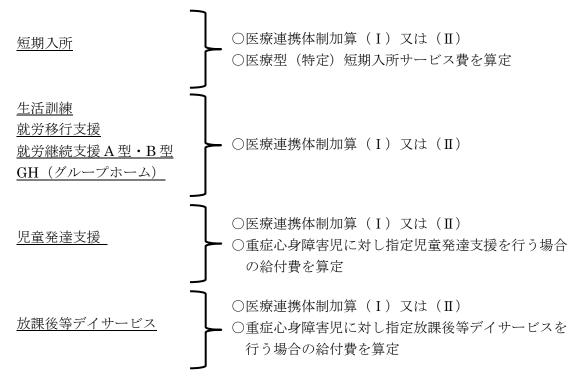
【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援・日中一時支援】 喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者(※1)の認定特定行為 業務従事者(※2)が、医療機関との連携より喀痰吸引等を行った場合に一日に つき所定単位数を加算する。

ただし、特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

②医療連携体制加算(IV)(単位数:100単位/日)

障害福祉サービス【短期入所・生活訓練・就労移行支援・就労継続A、B・GH】 障害児通所支援【児童発達支援・放課後等デイサービス】

喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者(※1)の認定特定行為 業務従事者(※2)が、医療機関との連携より喀痰吸引等を行った場合に一日に つき所定単位数を加算する。ただし、以下を算定している場合は、算定しない。



- ※1:(2)②の都道府県知事に申請を行い、喀痰吸引等を実施する登録を受けた 事業所
- ※2:(2)①の都道府県が登録した研修機関にて一定の研修<u>(第一~三号研修の</u> 受講)を終了し、都道府県知事より認定証が発行された者。

※ 注 意 ※

<u>生活介護や施設入所支援等の加算がない事業につきましても、介護職員等が喀痰吸引を</u> 行う場合、従業者の研修の受講及び都道府県への事業者の登録が必要です。

(4) 千葉市喀痰吸引等研修支援事業について

千葉市では、千葉市在住の障害者(児)を対象とした、喀痰吸引等研修の第3号研修にかかる経費について、一部を助成する制度を行っております。

詳細につきましては「千葉市喀痰吸引等研修支援事業について」をご確認ください。

☆Check 2 ☆

~ 喀痰吸引等研修 第一~三号研修とは ~

不特定多数の者に対する研修

特定の者に対する研修

○第一号研修で可能な喀痰吸引等の医療行為

○第二号研修で可能な喀痰吸引等の医療行為

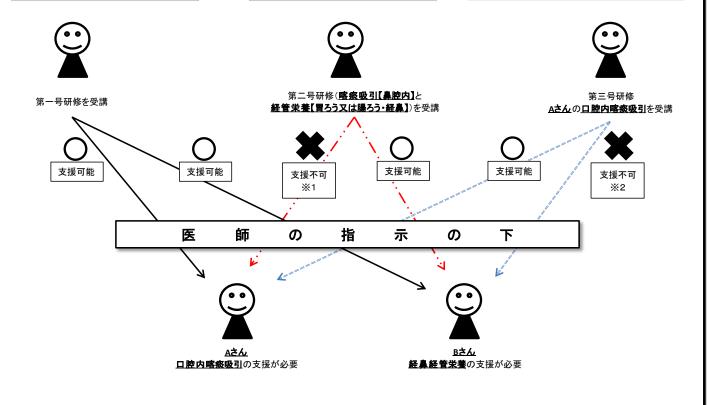
○第三号研修で可能な喀痰吸引等の医療行為

不特定多数の者に対する下記の 行為

口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養 不特定多数の者に対する下記の 任意の実地研修を受けた行為

口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養 特定の者に対する必要な行為

- 例1)Aさんの口腔内喀痰吸引の実地 研修を受講
 - ⇒Aさんの口腔内喀痰吸引が可能
 - ※別の利用者Bさんの口腔内喀痰 吸引を行うには、Bさんの口腔内 喀痰吸引の研修が必要



- ※1 口腔内喀痰吸引の実地研修を受講すれば、支援が可能。
- ※2 Bさんの経鼻経管栄養の実地研修を受講すれば、支援が可能。